

賃金構造基本統計調査における 新規学卒者の初任給に係る調査の 廃止について

賃金構造基本統計調査における初任給調査の概要

賃金構造基本調査における初任給調査は、調査対象事業所の労働者を無作為抽出して属性と賃金額を記入する個人票とは別に、事業所票に新規学卒者の初任給額及び採用人員を性・学歴別に記入してもらうことにより行っている。

なお、初任給額は、例年、個人票に係る集計値の公表（調査年の翌年の2～3月頃）に先立つ調査年の11月頃に公表を行っている。

【初任給調査の概要】

① 新規学卒者の区分

性、学歴（高校卒、高専・短大卒、大学卒、大学院修士課程修了の4区分）別（大学卒については、更に、事務系、技術系の別）に調査。

② 新規学卒者の範囲

原則として調査年3月に高校、高専・短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者。ただし、大学医学部、歯学部及び薬学部、専修学校、各種学校、職業能力開発施設等の卒業者は除く。

また、短時間労働者及び臨時労働者は除く（一般労働者のうち正社員・正職員以外の者や雇用期間の定めがある者は除外されない。）。

③ 初任給額の定義

調査年の6月の所定内給与額から通勤手当を除いたもの（所定内給与額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いたもの。）。

なお、①の1つの区分に複数の採用者がおり、初任給額が全員同額でない場合は、最も多くの者に支給された初任給額を記入し、採用人員欄に同区分の採用者数を記入する。

④ 集計事業所の範囲

新規学卒者を採用した事業所であっても、事業所票の「初任給の確定状況」において「ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。」とした事業所は、初任給の集計対象から除外している。

（参考）～新規学卒者の初任給にかかる調査の歴史～

昭和50年までは労働省職業安定局「新規学卒者就職者初任給情報」により4月時点の初任給額を把握していた。

しかし、ベースアップ後の初任給はニーズが高いにもかかわらず調査されていなかったことから、昭和51年より調査時期を6月とし、賃金構造基本統計調査の事業所票において新規学卒者の採用人員とベースアップ後の確定した初任給を調査することとなった。

なお、昭和51年以前は、賃金構造基本統計調査について個人票で勤続年数0年かつ学歴毎の最小卒業年齢の者について集計し、「新規学卒者の初任給額（所定内給与額）」として公表していた。

新規学卒者の初任給に係る調査の廃止について

事業所票において調査している新規学卒者の採用人員及び初任給について、調査及び公表を廃止し、代替として個人票で年齢、勤続年数等から新規学卒者と考えられる者について集計することを検討する。

【背景】

- 規制改革推進会議行政手続部会において、統計調査に係る行政手続コスト（事業所の記入負担）の2割削減を求められている（注）。特に賃金構造基本統計調査については類似の賃金統計（※）との調査項目の重複による負担感も指摘されており、調査対象事業所数や調査項目の削減を強く求められているところ。しかしながら、本調査においては、平成30年調査より法人番号、令和元年調査より外国人の在留資格が調査項目として純増となっている。令和2年調査からは職種の調査対象範囲を全労働者に拡大するなど、さらに負担増となる調査の変更を予定している。
※人事院「職種別民間給与実態調査」、国税庁「民間給与実態統計調査」
- 一方、近年企業における雇用形態や賃金制度が多様化していることから、本調査についてもこれまで以上に内容審査に時間を要するようになっており、統計の信頼性や公表時期の維持のためには調査項目の精査等の効率化を行う必要がある。
- 本調査における行政手続コストの削減及び調査の効率化の方策として、本調査の結果精度の維持及び政府統計全体としての統計ニーズへの対応という観点から検討した結果、
 - 他の統計で同様の項目を調査しており、重複が生じていること
 - 本調査でも個人票で年齢、勤続年数等から新規学卒者と考えられる者について集計をすることにより、一定の代替が可能であることから、新規学卒者の初任給に係る項目の廃止が適当と考えられたところ。

（注）「日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）」において「本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。」とされ、これを受け「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）では、「調査・統計に対する協力」を重点分野の1つとし、重点分野について事業者の作業時間を20%削減することを目標として、各省庁は、削減目標達成のための計画を策定し、行政手続コストの削減に向けた取組を進めるとされた。

これらを踏まえ、厚生労働省では「行政手続コスト削減のための基本計画」（平成30年3月）を定め、この中で賃金構造基本統計調査についても、オンライン調査や本社一括調査の導入のほか、調査項目の見直し等により作業時間を22%削減することを目標に掲げている。

初任給に係る統計調査等の比較

統計調査名	賃金構造基本統計調査 (初任給にかかるもの)	職種別民間給与実態調査 (初任給関係)	新規学卒者初任給情報 (雇用保険データ)
種類	基幹統計	一般統計	業務統計
実施機関	厚生労働省	人事院	厚生労働省
調査対象事業所 又は集計対象データ	常用労働者10人以上を雇用する民 営事業所（農業、林業、漁業、公 務を除く）	企業規模50人以上かつ事業所規模 50人以上の民間事業所	雇用保険被保険者資格取得データの うち、被保険者となった年月日が3月 1日から4月30日の間で、被保険者 となった要因が「新規学校卒業者」、 雇用形態が「その他」の者
調査対象労働者	上記事業所に新規学卒者として採用 された一般労働者	上記事業所に雇用される公務と同職 種の常勤従業員	
調査対象事業所数	約78,000事業所 (初任給の集計はこのうち新規学卒 者を採用した約15,000事業所)	12,479事業所（平成30年調査）	雇用保険適用事業場データ 225.7万事業場（H31年3月末）
調査方法	郵送調査（一部は調査員調査） 事業所毎に調査（性、学歴別）	調査員調査（実地他計） 事業所毎に調査（職種、学歴別）	－
調査事項・調査時期	・調査年6月分の初任給額（きまって 支給する給与から <u>超過勤務手当、通 勤手当を除く</u> ） ※集計対象は、初任給として確定した もの ・採用人員	・初任給月額（きまって支給する給与 の支払総額から <u>超過勤務手当、家族 手当、通勤手当等、特定の者のみに 支給される給与を除く</u> ） ・採用人員	雇用保険被保険者資格取得届の賃 金月額欄（毎月決まって支払われる 給与、各種手当及び現物給与は含む が、 <u>超過勤務手当、賞与及びその他 の臨時の給与は含まない。</u> ）
公表時期等	調査年11月	調査年8月頃	労働局等において公表
主な集計区分	○性別 ○学歴別 ○産業別 ○企業規模別 ○都道府県別	○職種別 ○学歴別 ○企業規模別	○性別 ○職種別 ○学歴別 ○産業別 ○企業規模別 ○都道府県別
集計事項	初任給額及び採用人員 初任給額の分布及び特性値	初任給額、初任給額の分布 初任給の改定状況	初任給額

現行の事業所票で新規学卒者とされている者の属性について

事業所票に計上された「新規学卒者」の属性を、対応する個人票データを特定（マッチング）することにより類推したところ、

- 年齢構成をみると、高卒、大卒ともに最低年齢が6割以上であるが、その1つ上の年齢も3割程度を占めている。大卒ではそれ以上の年齢も1割程度を占めている。
- 雇用形態の構成をみると、正社員・正職員で無期雇用の者がほとんどであり、高卒で95%程度、大卒では97%以上を占めている。

マッチングの対象：

個人票の労働者抽出率が1／1である常用労働者10～29人規模事業所のうち、通勤手当の調査対象である産業^(※)に属する事業所

(※) 製造業、卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）

マッチングの方法：

個人票において勤続0年の労働者について、性、学歴毎に、年齢が小さいものから順に事業所票の新規学卒者の採用人員数に達するまでを新規学卒者に対応するとした。同年齢の者については賃金が事業所票の初任給額に近い者を優先的に対応させた。

新規学卒者として計上された労働者の年齢別構成

		平成28年	平成29年	平成30年	3年平均
高校卒	18歳	68.0%	67.2%	73.5%	69.4%
	19歳	28.8%	29.8%	24.8%	28.0%
	20歳	2.9%	2.1%	0.2%	1.8%
	21歳以上	0.3%	0.9%	1.5%	0.8%
大学卒	22歳	57.1%	62.4%	64.7%	61.2%
	23歳	31.4%	25.6%	27.8%	28.3%
	24歳	6.9%	6.9%	4.5%	6.2%
	25歳	2.8%	2.6%	0.6%	2.1%
	26歳	1.5%	1.0%	0.3%	1.0%
	27歳以上	0.3%	1.5%	2.1%	1.3%

- (注) 1. 事業所票とマッチングされた個人票を用いて集計。
2. 復元後の人数による構成比。

新規学卒者として計上された労働者の雇用形態別構成

		平成28年	平成29年	平成30年	3年平均
高校卒	正社員・正職員 無期雇用	94.1%	94.5%	96.3%	94.9%
	正社員・正職員 有期雇用	1.7%	2.4%	1.3%	1.8%
	正社員・正職員以外 無期雇用	1.3%	0.7%	0.9%	1.0%
	正社員・正職員以外 有期雇用	3.0%	2.5%	1.5%	2.4%
大学卒	正社員・正職員 無期雇用	97.2%	97.1%	98.0%	97.4%
	正社員・正職員 有期雇用	1.7%	2.0%	0.9%	1.6%
	正社員・正職員以外 無期雇用	0.0%	0.3%	0.3%	0.2%
	正社員・正職員以外 有期雇用	1.0%	0.5%	0.8%	0.8%

- (注) 1. 事業所票とマッチングされた個人票を用いて集計。
2. 復元後の人数による構成比。

勤続0年の一般労働者に占める新規学卒者の比率

個人票で勤続年数0年の一般労働者について、事業所票の新規学卒者とマッチングした個人票の割合を集計することにより、年齢、雇用形態別に事業所票の新規学卒者採用人員として計上されている者の比率を類推する。（対象は前頁と同様）

- 正社員・正職員で無期雇用の者については、高校卒で18歳の95%程度、19歳で3分の2程度が、大学卒で22歳の9割以上、23歳の8割近くが新規学卒者として計上されている。
- 正社員・正職員で有期雇用の者については、高卒で18歳の約半数、大卒で22歳の9割以上が新規学卒者として計上されているが、その1つ上の年齢では、新規学卒者として計上される比率は非常に小さくなっている。
- 正社員・正職員以外については、高校卒、大学卒ともに、新規学卒者として計上される比率は3分の1以下と、非常に小さくなっている。

勤続0年の一般労働者に占める新規学卒者の比率

平成28～30年の平均		正社員・正職員 無期雇用	正社員・正職員 有期雇用	正社員・正職員 以外 無期雇用	正社員・正職員 以外 有期雇用	一般労働者計
高校卒	18～19歳	84.6%	24.7%	14.9%	16.3%	71.3%
	18歳	94.9%	50.3%	17.5%	33.1%	86.9%
	19歳	66.7%	7.7%	13.8%	4.1%	49.4%
	20歳	6.3%	0.0%	1.1%	0.0%	4.3%
大学卒	22～23歳	86.5%	69.1%	14.4%	19.0%	82.6%
	22歳	91.3%	94.8%	22.2%	25.6%	89.1%
	23歳	77.6%	24.2%	7.0%	14.4%	71.4%
	24歳	32.2%	5.7%	1.1%	0.8%	28.1%
	25歳	12.3%	12.8%	0.0%	1.2%	11.1%
	26歳	6.1%	0.6%	0.0%	0.0%	5.1%

(注) 1. 勤続0年の一般労働者の個人票のうち、事業所票の新規学卒者とマッチングされた個人票の比率を集計。
2. 復元後の人数による比率。

個人票を用いた代替集計の集計対象範囲等について

➤ 勤続年数

0年（初任給を集計するものであるため）

➤ 年齢

◆案1 最低年齢（高校卒：18歳、大学卒：22歳）のみを集計対象とする

◆案2 年齢幅を2歳（高校卒：18～19歳、大学卒：22～23歳）とする

（年齢幅を2歳とすると、
・最短年齢で卒業し就職した者のうち4～6月に誕生日を迎える者
・浪人、留年等により卒業年齢が1歳高い者
・新規学卒就職後1年で転職した者 などが含まれるようになる。）

などが考えられるが、

○新規学卒者に占める最低年齢者の比率は6～7割程度にとどまっており、1つ上の年齢を含めることによりカバー率は9割若しくはそれ以上となること（P.5）

○最低年齢の1つ上の年齢でも、勤続0年の者の多くが新規学卒者となっていること（P.6）

○集計対象となるサンプル数はできるだけ多く確保することが望ましいこと

○学卒後1年以内の者であれば、新規学卒者に含めても違和感がないと考えられること

→ 集計対象については年齢幅を2歳（高校卒：18～19歳、大学卒：22～23歳）とすることが適当ではないか。

➤ 雇用形態

◆案1 全一般労働者（正社員、正職員以外を含む）

◆案2 一般労働者のうち正社員・正職員（有期雇用の者を含む。）

◆案3 一般労働者のうち正社員・正職員かつ無期雇用

などが考えられるが、

○「正社員・正職員かつ無期雇用」だけで新規学卒者のほとんどがカバーできること（P.5）

○「正社員・正職員かつ無期雇用」以外の雇用形態では、勤続0年の者に占める新規学卒者の比率は必ずしも高くないこと（P.6）

○「初任給」といった場合、「正社員・正職員かつ無期雇用」の者に適用される賃金を指すと考えるユーザーが多いと考えられること

→ 集計対象については案3「正社員・正職員かつ無期雇用」を範囲とすることが適当ではないか。

➤ 初任給額

通勤手当を含む所定内給与額

（現行の初任給額は所定内給与額から通勤手当を控除したものであるが、個人票では通勤手当の額を把握することができないため）

個人票を用いた代替集計による初任給額の試算結果

いくつかの集計範囲のバリエーションについて、個人票を用いた代替集計による初任給額を試算してみると、いずれの場合も、現行集計による初任給額より8千～1万3千円ほど高い結果となる。このような差が生じる最大の要因は、現行の集計では初任給額に通勤手当が含まれていないのに対し、代替集計については通勤手当が含まれているという違いにあると考えられる。

代替集計の対象範囲の違いによる初任給額の差異をみると、一般労働者を「正社員・正職員」に絞ることにより初任給額が最大1千円以上上昇するのに対し、これを更に無期雇用に絞った場合の初任給額の変化は、最大でも200円となっている。年齢を1歳幅から2歳幅に変更することによる初任給額の変化は、最大で1,300円程度となっている。

高校卒		初任給額（千円）				
		平成28年	平成29年	平成30年	3年平均	
現行		161.3	162.1	165.1	162.8	
代替集計	全一般労働者	18歳	172.5	170.8	174.0	172.4
		18～19歳	171.4	171.3	173.7	172.1
	正社員・正職員	18歳	173.4	171.9	174.5	173.3
		18～19歳	172.8	172.3	174.7	173.3
	正社員・正職員 かつ無期雇用	18歳	173.5	172.1	174.6	173.4
		18～19歳	173.0	172.5	174.9	173.5
現行と代替集計の差	全一般労働者	18歳	11.2	8.7	8.9	9.6
		18～19歳	10.1	9.2	8.6	9.3
	正社員・正職員	18歳	12.1	9.8	9.4	10.4
		18～19歳	11.5	10.2	9.6	10.5
	正社員・正職員 かつ無期雇用	18歳	12.2	10.1	9.5	10.6
		18～19歳	11.7	10.4	9.8	10.7

大学卒			初任給額（千円）			
			平成28年	平成29年	平成30年	3年平均
現行			203.4	206.1	206.7	205.4
代替集計	全一般労働者	22歳	214.1	215.1	218.5	215.9
		22～23歳	214.4	215.9	219.1	216.5
	正社員・正職員	22歳	215.0	215.5	218.9	216.5
		22～23歳	215.6	216.7	220.2	217.5
	正社員・正職員 かつ無期雇用	22歳	215.2	215.4	218.8	216.4
		22～23歳	215.8	216.7	220.1	217.5
現行と代替集計の差	全一般労働者	22歳	10.8	9.0	11.8	10.5
		22～23歳	11.1	9.8	12.4	11.1
	正社員・正職員	22歳	11.7	9.4	12.2	11.1
		22～23歳	12.3	10.6	13.5	12.1
	正社員・正職員 かつ無期雇用	22歳	11.8	9.3	12.1	11.1
		22～23歳	12.5	10.5	13.4	12.1

(注) 常用労働者を10人以上雇用する民営事業所の数値。

通勤手当の影響について

- 事業所票の新規学卒者とマッチングした個人票を用いて初任給額を集計すると、通勤手当を含む所定内給与額を集計した場合は現行の初任給額より7千円～1万4千円程度高くなっている。所定内給与額から通勤手当を控除して集計すると、現行との差は6～8千円程度縮小するが、それでも現行より最大6千円程度高くなっている。（マッチング対象は5頁と同様）
- 通勤手当を控除してもなお個人票による集計値が事業所票による集計値よりも高くなっている理由としては、事業所票の初任給額欄に、通勤手当以外の手当も控除したいわゆる基本給の額を記入している事業所があること等が想定される。

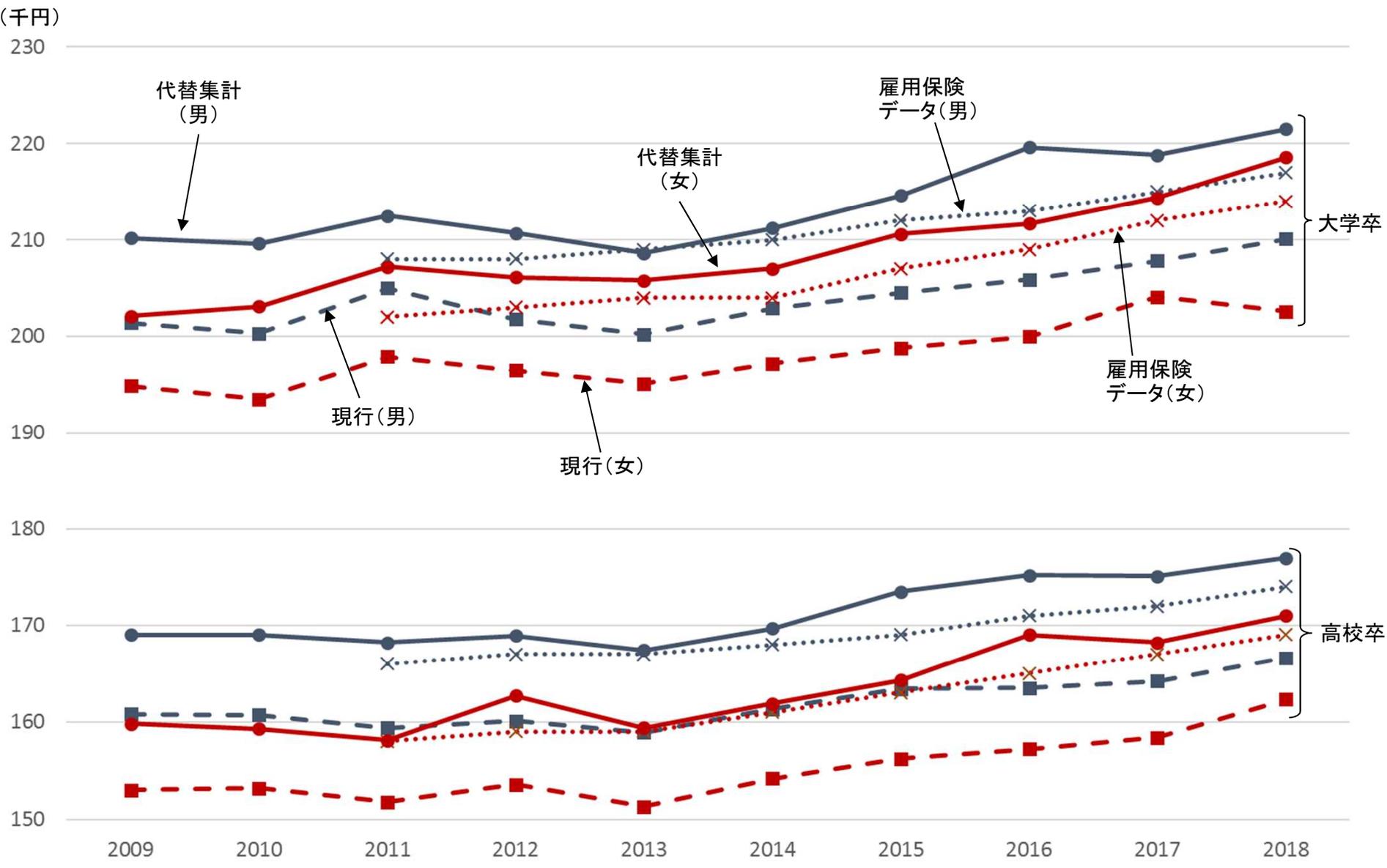
事業所票の新規学卒者とマッチングされた個人票を用いた初任給額の集計

（単位：千円）

		高校卒				大学卒			
		平成 28年	平成 29年	平成 30年	3年 平均	平成 28年	平成 29年	平成 30年	3年 平均
現行 （事業所票による初任給額）		158.2	162.7	165.9	162.3	200.7	203.0	202.1	202.0
マッチングされた個人票を用いた集計	所定内給与額 （通勤手当を含む）	167.0	170.0	175.8	170.7	210.6	212.1	215.7	212.6
	現行との差	8.7	7.3	10.0	8.4	9.8	9.1	13.6	10.6
	所定内給与額 （通勤手当を控除）	160.5	162.8	168.9	163.8	203.8	205.9	208.0	205.8
	現行との差	2.3	0.1	3.0	1.5	3.0	2.9	5.9	3.8

（注）製造業、卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）の常用労働者数10～29人の事業所における数値。

○新規学卒者に係る代替集計と現行の初任給額、新規学卒者初任給情報（雇用保険データ）の比較
 （代替集計の年齢幅 = 2歳、正社員・正職員かつ無期雇用）



対応方針案

- 個人票の新規学卒者に該当すると考えられる者について集計を行うと、通勤手当の有無等による差異はあるものの、初任給額の参考値としてある程度安定した数値が得られると考えられることから、事業所の記入負担削減及び調査の効率化のため、現行の新規学卒者の初任給に係る調査は廃止してはどうか。

論点

- 事業所票による新規学卒者の初任給に係る調査を廃止するという方向性は、利用者ニーズ、報告者負担の軽減及び調査の効率化の観点から適切か。
- 利用者ニーズや精度の観点から、代替集計を行うべきか。